

豊中市生活保護受給者介護扶助適正化事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、日常生活において介護扶助等が必要な生活保護受給者に対し、生活状況を把握し、介護相談等を行い、介護扶助等の適正化を進め、以て生活保護受給者が地域において自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業は、本市の生活保護の介護扶助を受給する者を対象とする。

(介護支援相談員)

第3条 介護支援相談員（以下「相談員」という。）は、地区担当者（以下「担当者」という。）及び介護事務担当職員と連携し、受給者に対し、生活状況の把握、介護相談等を行う。

2 相談員は、介護支援専門員、介護福祉士等の介護福祉の専門的知識を有する者とする。

(業務)

第4条 本事業は、次の業務を内容とする。

- (1) 介護保険適用時における介護扶助等の適正性に係る専門的助言
- (2) 処遇困難ケースに係る介護支援的見地からの同行訪問
- (3) 障害サービスなど他法他施策の活用にかかる専門的助言
- (4) 介護の必要性があるものの支援を希望しない者への利用勧奨
- (5) 担当員などへの専門的助言や介護知識の啓発
- (6) 40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者ではない被保護者における自立支援給付該当可能性確認台帳の管理
- (7) その他本事業に付随する業務

(実施方法)

第5条 本事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 相談員は、当該対象者を介護支援対象者名簿【様式第1号】に登載する。その際、担当者の協力を得て、支援対象者状況確認票【様式第2号】を作成する。
- (2) 担当者は、相談員同席の上、本事業による支援を行う旨、対象者に説明する。その際、支援方針につき対象者の同意を得るよう可能な限り努める。
- (3) 相談員は、支援対象者確認票【様式第2号】に基づいて支援を行い、支援の状況について支援状況記録票【様式第3号】を作成する。

- (4) 相談員が作成した支援状況記録票【様式第3号】は、担当者を経由して決裁する。決裁を終えた支援状況記録票【様式第3号】は、担当者がケースファイルに綴り、相談員がその写しを保管するものとする。
- (5) 担当者は、相談員が同席したケース支援判定会議を必要に応じて開催し、支援内容と支援継続について検討をおこなうものとする。

(報告)

第6条 相談員は、支援状況を集計し、当該月分を翌月10日までに支援状況報告書【様式第4号】、介護扶助適正化業務報告書（日報）【様式第5号】及び介護扶助適正化業務報告書（月報）【様式第6号】により福祉事務所に報告する。

(関係機関との連携)

第7条 相談員は、本事業の効果的な推進を図るため、他の行政機関、介護機関、医療機関などの関係機関との連携に努めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉事務所に別定する。

附則

この要綱は、平成23年（2011年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年（2012年）4月1日から施行する。